

令03原機（環材）019

令和3年12月6日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）

JMTR原子炉施設（材料試験炉）に係る廃止措置計画変更届出書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第3項において準用する同法第12条の6第3項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）JMTR原子炉施設（材料試験炉）に係る廃止措置計画の軽微な変更を届け出ます。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- | | |
|--------|-------------------------|
| 氏名又は名称 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 |
| 住 所 | 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 |
| 代表者の氏名 | 理事長 児玉 敏雄 |

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

三 変更に係る事項

別紙 1 のとおり令和 3 年 3 月 17 日付け原規規発第 21031712 号をもって認可を受けた後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）J M T R 原子炉施設（材料試験炉）に係る廃止措置計画書の一部を別紙 2 のとおり変更した。

四 変更の理由

廃止措置計画の本文七に基づき、空気系統用冷却設備の設置工事を令和 3 年 12 月末に完了し、その後速やかに運用を開始する計画であったが、空気系統用冷却設備の一部の部品の材料入手が遅れているため、設置工事の完了時期を令和 4 年 2 月末に変更した。

なお、空気系統用冷却設備の設置は、性能維持施設である U C L 系統における空気系統への冷却水供給機能を承継するためのものであり、U C L 系統については 2 か月間引き続き利用する。このため、設置工事完了時期を 2 か月間延期しても J M T R 原子炉施設の保全上支障はないため、軽微な変更として届け出る。

五 変更日

令和 3 年 11 月 12 日

以 上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
JMTR原子炉施設（材料試験炉）に係る廃止措置計画変更認可
（届出を含む。）の経緯

	認可（届出）年月日	認可番号
1	令和3年3月17日	原規規発第21031712号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）JMTR原子炉施設（材料試験炉）に係る
廃止措置計画変更届出書
前後比較表

J M T R原子炉施設（材料試験炉）に係る廃止措置計画変更届出書 前後比較表

変更箇所	届出前	届出後	理由
七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間 2. 空気系統用冷却設備の設置 図7-1	<p>2021年度(令和3年度)</p> <p>年度 月</p> <p>項目</p> <p>工場 材料入手 (発注、発注確認、配管等、サブロット、組立、溶接、機械加工、組立・溶接(配管等、サブロット、等))</p> <p>現地 基礎工事 組立・溶接 据付 (試運転、検査等)</p>	<p>2021年度(令和3年度)</p> <p>年度 月</p> <p>項目</p> <p>工場 材料入手 (発注、発注確認、配管等、サブロット、組立、溶接、機械加工、組立・溶接(配管等、サブロット、等))</p> <p>現地 基礎工事 組立・溶接 据付 (試運転、検査等)</p>	空気系統用冷却設備の一部の部品が材料入手が遅れているため、工場での材料入手、機械加工、組立・溶接を12月中旬、現地での基礎工事を10月下旬、組立・溶接を2月中旬、据付を2月末にそれぞれ工程完了時期を変更した。

図7-1 空気系統用冷却設備の設置工事工程

図7-1 空気系統用冷却設備の設置工事工程